

ソロクト・楽生院訴訟

小鹿島更生園・台湾楽生院補償請求弁護団

皆様へのお礼と、早期平等解決要請のお願い

ソロクト・楽生院裁判のためにご支援くださったすべてのみなさま、本当にお世話になりました。わがことのように心を痛め、行動に参加してくださったみなさまに、心よりのお礼を申し上げます。

これからは、いかに早期に平等保障を実現するかに運動の重点が移ります。

今後とも、みなさまのご支援を、心よりお願いします。

政府は、早急に適切な補償について検討すると約束しました。

これを真実に実現するための活動について、またみなさまの創意工夫ある運動の展開をお願いしたいと思います。

下に記載しましたのは、官邸・厚労省宛の要請書の例文です。早期平等保障の実現を要請するものであり、補償実現の筋道をできるだけ早く政府に出させるために、解決の道筋を示せということと、原告らに直接方針を説明しろ、ということがポイントになります。

首相官邸

<http://www.kantei.go.jp/jp/forms/goiken.html>

FAX 03-3581-3883

〒100-0014 千代田区永田町2-3-1

首相官邸 内閣総理大臣 小泉純一郎 殿

厚生労働省

[https://www-](https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html)

[secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html](https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html)

メール www-admin@mhlw.go.jp

FAX 03-3595-2020

〒100-0013 千代田区霞ヶ関1-2-1

厚生労働省厚生労働大臣 川崎二郎 殿

ソロクト・楽生院
早期平等補償の実現を求める要請

内閣総理大臣 小泉純一郎 殿
厚生労働大臣 川崎 二郎 殿

2005年10月25日、ハンセン病補償金不支給処分取消訴訟につき、東京地方裁判所民事第38部は、台湾楽生院入所者について処分の取消を命じる原告ら完全勝訴の判決を言い渡しました。一方、同地裁民事第3部は、同様の立場にある韓国の小鹿島更生園入所者の請求は棄却しました。

これまでに、多くの方が、早期の解決を求めて、台湾楽生院の判決について控訴しないように求めてきました。

しかし、川崎二郎厚生労働大臣は、11月8日に、台湾楽生院の判決に対し控訴されました。

川崎厚生労働大臣が、原告らに対して面談することもなく、何ら説明することもなく、このような決定を出されたことに深い憤りをもって抗議いたします。

私は、すでに平均年齢81歳を超えた原告らに、1日も早く平等な補償が実現されることを強く求めます。そのことが、韓国や台湾との友好な関係を築いていくためにも不可欠のことだと考えます。

私は以下のことを要請します。

- 1 政府は、早期の平等補償の道筋をただちに示してください
- 2 厚生労働大臣は、直接原告らに会って、今後の救済について説明してください

(住所)

(名前)

2005年11月10日